

16—7世紀のイギリス政治史解釈についての Hume と Millar の対立

大野精三郎

I 問題とその意義 私は別稿(『経済研究』第10巻第3号、第11巻第2号)で、イギリス古典派政治経済学を生みだした注目すべき母胎のひとつとして、《スコットランド歴史学派》の代表者 John Millar(1735—1801)の歴史社会学的理論とかれについての研究の主要な傾向を明らかにした。この覚書では Hume(1711—1776)の政治理論と『イギリス史』1754—1761¹⁾の見解の核心と Millar の主著『イギリス政治についての史的考察』1787²⁾にあらわれた Hume 批判とを対立させることによって、《スコットランド歴史学派》のなかでの Hume と Millar の関連と Millar の占める地位を明らかにしておきたい。というのは、従来、両者がこの《学派》から抽象・孤立化されてとりあつかわされていたからである。歴史学の歴史および政治理論の歴史または政治思想史をとりあつかっているスタンダードな書物でさえ、この時代の、この学派の代表者として、Hume をあげ、Millar をとりあげていないし³⁾、また、Millar 研究は当初から Millar が Marx の唯物史観の先駆者の榮誉を担うに価するか否かとい

1) *The history of England, from the Invasion of Julius Caesar to the Revolution of 1688.* 1754—1761. ここでは1786年版のリプリントである3巻本を用いた。

2) *An historical view of English Government from the settlement of the Saxons in Britain to the accession of the House of Stuart, 2 Vols.*, 1787. この書物は1803年にその歴史叙述が1688年の革命にまで拡大され、それに *some dissertations connected with the history of the government from the revolution to the present times* が付加され4巻本で刊行された。ここでは1818年の第4版を用いた。

3) 例示のために挙げれば、歴史学の歴史については E. Fueter, *Geschichte der neuen Historiographie*. 1911. J. B. Black, *The art of history, a study of four great historians of the XVIIIth century*. 1926. 政治思想史としては W. A. Dunning, *A history of political theories from Rousseau to Spencer*. 1922. H. J. Laski, *Political thought in England from Locke to Bentham*. 1920. がある。私のみた唯一の例外は、T. P. Peardon, *The transition in English historical writing 1760—1830*. 1933. であるが、この書物は、Hume と Millar の歴史研究をその他の歴史家とともに紹介的に述べてゐるにすぎない。

う問題視角、いいかえれば、Millar のなかに Marx を肯定したり、否定したりしようとする問題意識から出発した結果、Millar をこの《学派》から抽象・孤立化してとりあつかうという偏向をさけえなかったのである。Hume と Millar との関連をとりあつかうこととは、Millar 研究にとっては、Millar が Hume の政治理論から出発して、しかしその政治・歴史解釈において反対の帰結に到達した過程を明らかにすることになるし、また Hume 研究にとっては、Hume 研究それ自体では解決不可能に思われるかの『イギリス史』のもつ時代的意味とこの学派における位置を明らかにすることになるであろう。というのは『イギリス史』における Hume の立場が、トリー的であるか、ウィグ的であるかということが最近まで Hume 研究のひとつの題目になっており⁴⁾、Hume 研究それ自体では解決に困難と思われる問題が Hume を Millar との関連でとりあつかえば、Hume の『イギリス史』が同時代者によっていかなる点でトリー的であったかということもまた明らかとなるからである。Millar の『イギリス政治についての史的考察』は、16—7世紀について Hume の『イギリス史』への反論をその主要内容としているのである。

そこで問題は両者の政治理論と歴史解釈が最も鮮明に対立する16世紀の後半から17世紀の初頭にかけてのイギリス政治体制をめぐる解釈の対立をその骨格において明らかにすることに限定される。だが、この問題の意義は、2人の歴史研究の背景をなす18世紀の中葉から後半のイギリスの《政治的危機》と関連させてみなければならない。この時期のイギリスは、対外的には、ポルトガル、スペイン、オランダの興亡のあとをうけてあらわれたフランスとの植民地をめぐる死闘(1756—63)をおこなわれなければならなかったし、ついでアメリカ独立戦争(1775—83)に突入した。対内的には一方では、植民地体制をふくむ重商主義政策を強化することによって、この危機を

4) 最近の例を示すものとして、つきのような雑誌論文 E.C. Mossner, "Was Hume a Tory historian?", *Journal of the History of Ideas*, II (April 1941); M. Grene, "Hume: Sceptic and Tory?", *Journal of the History of Ideas*, IV (June 1943) がある。

乗りきろうとする人々の勢力が、George III世の即位以後とくに王党派に結びついて強大となつたし、他方では、植民地より国内市場を重要視する産業資本家の自由を要請する声も政治的に大きくなり、互いに相交錯し、ひとつの《政治的危機》をつくっていた。Hume や Millar の歴史における主要関心は、17世紀とくに革命以前におけるイギリスの政治体制の問題、とくに国王の権威と議会によって代表される人民の自由との関係であったが、その時期がかれら目前にしていた18世紀中葉の《政治危機》と酷似しており、そこからなんらかの《歴史の教訓》をひきだすことが、かれらの歴史研究に共通する動機であったのである。

II Hume の政治理論と『イギリス史』の核心 Hume の政治論⁵⁾と『イギリス史』は、政治と歴史とを科学的にとりあつかう方法と理論とを確立した点で時代を劃するものであった。かれは当時の政治論争の基礎となつた神権授権説と社会契約説の双方を批判して、政治理論を人間の本性と経験に基づけられた権威(authority)と功利(utility)の原理のうえに新らに建設しようとした。そして権威の原理が、重力や抵抗の法則のような最も一般的な自然法則のように、人間社会の習慣に基盤をおいていることを明らかにすると同時に、この権威をささえるものは社会を維持することから生まれる有用性、すなわち功利の原理が働いていることを明らかにした。だから、かれは商工業の発達にむすびつく政治的自由の要請が功利の原理から必然的に導かれるなどを知つてはいたが、しかしながら社会を維持するためには、なんらかの権威、すなわち国王が必要であることを強調した。Hume はこの2つの原理の調和ないし均衡が必要であると考えたのである。この観点から一定の進歩性を示しながらも目前の政治危機においては、王権の回復・伸張を歓迎し、『イギリス史』においては、革命以前とくに前期スチュアート王朝において、王権がなんら制限をうけておらず、権威の原理が絶対的に支配したことを見つけることによって、むしろ自由を批判する側にたつたのである。すなわち17世紀初頭、前期スチュアート王朝の James I世の即位の政治状勢を規定して、Hume は「イギリスの政治は現在よりはるかに恣意的であった。すなわち国王の大権は現在よりはるかに制限されること少く、人民の自由は現在よりはるかに不正確にしか規定されておらず安定性も少かった。ほかのことを深く調べることをしなくとも、高等宗務法院(High Commis-

sion)と星法院(Star Chamber)の法廷だけで全国土を国王の意のままにおくに充分であった」(Vol. III. p. 90)と述べている。ここで傍注として、国王の権威が絶対的であることを示す証拠として Walter Raleigh の書物からイギリスの国王の権力は18世紀のトルコのサルタンのもつ権力にふさわしいという比喩が述べられた。しかしこの比喩は、のちに前期スチュアート王朝に先行するテューダー王朝、とくに Elizabeth 女王の政治体制の本質をあらわす言葉として、すなわち女王の権力が専制的・絶対的権力をもつていたことを示す本質的な規定にまで高められたのである。

Hume によれば、Elizabeth 女王は、人民の自由と両立するとはまったく考えられない司法権力を握っていた。1487年に創設された星法院は、普通法の範囲外のあらゆる名誉毀損・紛争・政治犯にたいして無制限の権力をふるった。この裁判所は枢密會議員と裁判官とから構成されているが、国王が出席するときは、かれが唯一の裁判官であり、他のすべての構成員は単に王に助言をすることができるにすぎなかつた。またこの時代に創設された高等宗務法院の制度によって、宗教上の事柄について国王は科料および投獄の自由裁量権をもつに至つた。この裁判所での尋問と宣誓のおこなわせかたは法と平等に明らかに背くものであったと、Hume は述べている。そればかりではなく、軍律(material law)による裁判のために国王に委ねられていた権限が拡張・適用された。この法廷は裁判上の弁論や挙証すらなすことなく直裁に断罪する権限をもつていたため、星法院や宗務法院の裁判より、恣意的・専断的であった。この軍律による裁判は、戦時・叛乱時ののみならず、平和時にも適用され、その対象も牛の輸入や海外からの禁書の輸入に至る罪にまで拡大されたのである。

以上の裁判において、独裁的な司法権力を揮ったばかりでなく、女王は、国務秘書官(secretary of state)または枢密院の逮捕状によって嫌疑をかけた人民を直接投獄することができた。このような女王の司法上の専制的権力は、人民の自由を保護してイギリスの裁判の特徴となっていた陪審院制度を有名無実たらしめた。

この司法権力と並んで、その人物の適否にかかわらず、陸海上勤務または行政上の官職に任命する大権が女王に属していた。この権力が女王に従属する官吏によって濫用された。また女王は宗教上の普通法の施行を停止することさえできた。

議会が立法権をもつているというのも、Hume によれば名目のみで妄想にすぎない。というのは女王は布告(proclamation)という手段によって、議会の立法権を

5) 政治論は最初 *Political discourses*, 1752. のちに *Essays, literary, moral and political* に収録された諸論文のなかで展開された。

無視・形骸化することができた。議会の特権はその時代には、他の時代よりはるかに小さかった。Elizabeth女王は、公然と議員の国事・宗教問題への介入を勅令によって禁止し、違反する議員を投獄した。だから事実上、国王は、どのような事態にも対処できる布告という手段によって、また法以上にその厳格な実施を監視する星法院の活動によって、国王は完全な立法権を握っていたのである。(Vol. II, p. 587.)

このように絶対的な司法・立法・行政権力をもつ国王の権限は、18世紀のトルコのサルタンと同じであるという結論に、Humeは到達する。《この時代のイギリスの政治は、この点では——他の点ではちがっていようとも——現在のトルコと多分に似ている。国王は課税権以外のあらゆる権力を握っていた。両国では他の特権によって擁護されていないこの制限は、むしろ人民には有害であったように思われる。トルコではサルタンが大士または地方長官の税の取り立てを容認し、かれらからサルタンはのちに贈物として絞りあげたり、没収したりした。イギリスでは女王が独占をつくりだしたり、特権貿易に特許をあたえたりした。これが数年間女王の方針のままで進んでいったら、富や諸技術および商業の位置は、現在のバルバリー海岸地方やモロッコのようにほとんど産業のないような状態におちこむおそれのある危険な発明であった》(Vol. II, p. 587.)ここで暗示的に述べられているように、議会のもつ非常特別献金(subsidy)を承認する特権も国王の発明した他の手段によって実質的にとて代られた。すなわち、多くの貴重なる特権の附与または売却——おもに独占的取引権の附与——によって多くの収入を得た。そのほかに(1)無利子での借入金の要求(2)御用金(benevolence), すなわち強要された自由寄捨の要求(3)徴発および先買(すなわち最安値で生活品を買い、持主に強制的に売らしめ、かれらの都合よきときに支払う)(4)国王の封建的権利であった後見権(wardship)(5)商品の徴発という手段が採用された。

Humeはこの時代のイギリスの庶民院(House of commons)の隸属的な地位を、さきの国王の位置に対比してトルコのサルタンのもとにあるトルコ議会とよぶにふさわしいと述べている。(Vol. II, p. 574.)

III Millarの批判 以上のような Hume の見解に対立して、Millar はこの時期のイギリス史の特徴を、総括してヨーロッパの他のあらゆる国と区別され、国王の大権ははるかに制限されており、議会ははるかに大衆的設計のうえに構成され、はるかに広汎な権力をもっており、しかも司法制度は陪審員の関与によって人民の諸権利を傷つけないようにされ、はるかに良く確保されてい

た》(Vol. II, p. 473.)と述べている。すなわち、この時期のイギリス政治について Millar は、国王の大権は制限をうけており、政治は《自由の根本的諸原理》をふくみ、全体として《君主制と民主制と混合物》(Vol. II, p. 470.)であると主張しているのである。

政治理論において Hume の原理を踏襲した Millar が Hume とこのような対立に至ったのは、かれの経済と政治との相互関係についての Hume より深く進んだ認識である。これによって Hume の権威の原理と功利の原理とを歴史的に位置づけることができた。Millar は、この時期にいちぢるしく発展した商業と製造工業が、民衆のあいだに自由な・民主主義的傾向をもつ政治的観念を生みだしたばかりでなく、同時に政治におけるその反映を Hume よりはるかに深く把握し、功利の原理が支配的になることを明らかにした。そしてこの時期とくに、1603 年以降のイギリス政治を、とくに《商業政治》(commercial government)とよんでいる。というのは商工業の発達によって《統治者は、諸立法やそれらの目的を人民の状況における進歩的変化、すなわち製造工業および商業、人民の富裕の増大、奢侈と洗練における人民の進歩に適応させなければならない》(Vol. IV, p. 78.)からである。

イギリス史のこの時期についてのこのような基本認識のうえで Millar はつきの点にわたって Hume を詳わしく批判する。

第 1 に、Hume が Elizabeth 女王が宗教上の法規を停止し、すべての教会は、女王自身の教会の慣習に従うべき命令をだした点から、女王が法を停止する権限をもっていたということを Millar はつきのように批判する。これは、女王即位当時、人民の最大多数を形成していたプロテスタントが他の宗派にたいして攻撃し、宗教的混乱をひきおこすことを未然に防ぐ措置であって、法に違反して大権を強力に行使したものとみるべきではない、と。

第 2 に、国王が法を停止する権限をもつばかりでなく、布告という手段によって新らたな法規を導入し、完全な立法権をもっており、星法院が法自体以上にその厳重な実施を監督していたという Hume の見解を、Millar はつきのように批判する。この見解については、国王は古来なんら立法権をもっていなかったということをみれば足りると、かれは考えている。Henry 8 世の時代の後半、国王の布告は、法と同じく強制する力をもつということがはじめて宣言されたが、これでさえ、その強制力は大きな制限をうけ、特殊な事態にかぎられていた。そしてつきの統治のはじめに完全に廃止された。したがって、

星法院が女王のこの権力を維持したとすれば、それは憲法の直接の侵害であるのだが、しかしこの種の権限の拡大はみられず、この時期に宣布された布告は、Hume 自身があげた例にみられるように重要さが少い。

第3に、女王によって行使されたその他の大権のなかには課税権があり、とくに Charles I 世の時代にはげしい不満をひきおこした船費税(Ship-money)が女王の大権に属していたという Hume の見解にたいして、Millar はつぎのように批判する。船費税は本来臨海都市の艦隊維持のための寄進であり、その性質上、国家緊急のさいの臨時の性質のものであった。Elizabeth 女王の時代に船費税が課徴されたが、これはスペインのイギリス侵入の危険に直面して、緊急の性質をもつものであり、その取得は強制によるものではなく、人民の自発的寄進によるものであった。したがってこれをもって国王が課税権をもつ根拠とはなしがたい。課税権は古来から議会の承認なくして実施できないものである。

第4に、Elizabeth 女王の統治の専制的性質を示す主要な根拠として Hume の指摘する女王の議会討論への干渉、女王が拒否権を行使したのちに法案の促進を計る議員の投獄、大権の行使に服した議会の卑屈さについて Millar はつぎのよう反論している。国王が議会で法案の討論を中断し、それに関連する爾後の討論を妨害する権限をもつことは政治組織の《大きな欠陥》であることは認められるが、——と Millar はいう——《しかし国王のこの権力でさえ政治を専制たらしめることからはほど遠いものであった。その手段によって国王は、かれ自身の大権を最も効果的に守ることができたが、しかし臣下の自由を侵かすことはできなかった。両者のうちで議会は、新らしい立法を導入する権力はわずかしかもたなかつたが、それにもかかわらず、存立する政府を維持する力はもっていた。同時に、課税権は議会の影響力に重きをあたえていた。政府経費の増大・工芸の進歩と奢侈の増加の結果、国王の議会への依存をひきおこした。このことが、議会をして国王の困窮から利益をひきだし、かれから、経験の示すように、人民の権利と特権とを確保するに足りる譲歩を得ることができたのである》(Vol. II, p. 455—6.)と。

このような反論のうえで、Millar は、Hume とは反対に、16—7世紀のイギリス政治についてこの節の冒頭で述べた結論に到達する。《イギリスでは、国王は課税権以外のすべての権力をもっていない。立法権は国王、貴族および平民に附与されている。司法権は通常のばあい、国王によって行使されず、種々の法廷のあいだに配分さ

れている……このような政治において国王の権力はトルコを支配している国王の権力とまじめに比較することができるであろうか》(Vol. II, p. 468.)と。

IV 結びに代えて われわれはこれまで 16—7世紀イギリス政治史の解釈をめぐる Hume と Millar の対立をみてきた。そこで、最終的には、その解釈にあたって両者のあげる歴史的資料にたち入り、そのうえでさらに後代の法制・憲政史研究を参照してそれぞれの立論の当否を検討することが必要になるであろう。しかし、それをこの小稿で果することはできない。私の目的としたことは、Millar の『史的考察』の立脚点、いいかえれば Millar の Hume 批判の根本視点を明らかにすることであり、そしてそれを通じて逆に Hume の『イギリス史』の視点・立場を位置づけることにあった。そのかぎりでの 2, 3 の結論を述べることによって小稿を結んでおきたい。

Millar の『イギリス政治の史的考察』の功績は、かれが政治理論のうえで Hume の原理を歴史的に位置づけ、経済と政治との因果関係をはるかに首尾一貫して把握し、その観点から Hume を批判したところにある。いいかえれば『史的考察』は、歴史的には、権威の原理は近代社会以前の社会に適合し、近代社会では功利の原理が支配的であること、すなわち商工業発展による市民の経済的独立と政治的自由とは不可分の関係にあることの Millar の認識の反映であった。ここから Hume の今日なお問題視される複雑な地位が逆に明らかになってくるようと思われる。『イギリス史』に関するかぎり、その個々の叙述から、Hume の自由主義的思想をひきだすことはきわめて容易である。しかしそれをもって、A. Smith のように Hume は商工業の発達が秩序と善政とを、しかもこれとともに個人の自由と安全とをもたらしたこととに注意した唯一の人であるということはできない。その時代的関連と小稿で明らかにした 16—17世紀の政治史解釈における Hume の視点は、経済的には自由主義、政治的には自由と権威との調和を目指しながらも、究極において権威の擁護にたつものであった。『諸国民の富』の 5 年前に刊行された『階級の起源』とともに Millar の『史的考察』は、政治論的にも歴史研究においても Hume の限界を突破し、その Hume 批判を媒介として、古典派政治経済学の歴史・政治=国家論の形成の重要な契機をかたちづくっていることを示している。あるいはその意味で古典派政治経済学の基礎たる地位をしめているのである。